

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 国補道路メンテナンス（橋梁）事業 道路施設維持管理システム構築業務

(2) 箇所名

県内一円

(3) 業務の目的

別紙、特記仕様書による

(4) 業務概要

道路施設維持管理システム構築業務 一式

(5) 仕様等

別紙、特記仕様書による

(6) 技術提案を求める具体的内容

- 1) 利用しやすさに関する提案
- 2) 施設の長寿命化に資するデータの利活用に関する提案
- 3) システムの拡張性等に関する提案
- 4) 関係システムとの連携に関する提案
- 5) システム構築の体制に関する提案

(7) 履行期限

契約日の翌日から令和8年3月27日まで（債務負担行為設定済）

(8) 業務実施上の要件

- 1) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 2) 各種技術基準を遵守すること。

3) 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

4) 重要事項を決定する打合せには、管理技術者が出席すること。

(9) 成果品

- ・業務報告書
- ・システム利用マニュアル
- ・システム運用マニュアル
- ・システム設計書
- ・システムテスト仕様書
- ・システムプログラム報告書
- ・道路施設維持管理システム
- ・その他、監督員が必要と認めたもの

(10) 業務想定額 概ね 69,000 千円 (税抜)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 30 年長野県告示第 588 号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。
- (9) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第

9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

(12) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。

(13) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(14) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（15）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

## 2-2 営業所の所在地に関する要件

県内に本店または営業所を有していること。（ただし、県外本店の県内営業所は、当該入札に係る業種の参加資格を有している営業所に限る。）

## 2-3 同種・類似業務及び業務の施行に関する要件

国又は都道府県の道路施設の維持管理システム構築業務を履行した実績を有していること。※「業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

## 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

### (1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- ③ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種業務の実績

- ① 会社としての実績とする。
- ② 実績は掲示の前日までに完成した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部道路管理課維持舗装係

(係長) 小宮山 (担当) 松本

電話 026-235-7302

ファクシミリ 026-235-7369

電子メール michikanri-i@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月17日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされているか	・登録されているか
2 同種業務の実績(会社)	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
3 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、道路管理課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、道路管理課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 受付方法 原則として電子メール(回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること)とします。なお、メール送付後に受信確認のため、電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

#### 4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 同種業務は、平成21年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。

② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績等については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和7年2月18日(火)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。なお、メール送付後に受信確認のため、電話で3(4)の担当者に確認してください。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和7年2月21日(金))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月28日(金)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案

は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。提出後の技術提案書および補足説明資料の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和7年3月14日(金)(変更場合があります。)
- イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時間 各者25分程度(説明15分、質疑10分)を予定(提案者の公募数により変更場合があります。)
- エ その他 プロジェクターおよびスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。  
ヒアリングの際に紙資料を追加(持参)することは認めません。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)  
ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点(案)
配置予定の管理 技術者の資格等 (15点)	資格 (5点)	・情報処理技術者試験のうち高度試験の合格者、または、技術士 情報工学部門(科目指定なし)を有する ・情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験の合格者
	同種・類似業務の実績 (5点)	・当該業務の内容に同種・類似業務があるか
	手持ち業務量 (5点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
費用 (5点)	費用の妥当性	・当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (65点)	利用しやすさに関する提案 (20点)	・本システムを利用する受発注者が、継続して容易に扱えるような仕様・操作方法が提案されているか。 ・点検結果等が容易に入力・編集できる具体的な提案がされているか。 ・施設台帳や点検結果等において、入力漏れや入力間違いなどエラーチェックができる具体的な提案がされているか。

	施設の長寿命化に資するデータの利活用に関する提案 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全県や事務所単位での長寿命化対策の決定に有益なデータ検索や、その結果を汎用性のあるデータ形式による出力やグラフなどの可視化、概算補修費の算出に活用できる具体的な提案がされているか。</li> <li>・ 損傷部材から類似施設における点検結果や修繕工法事例を検索できる具体的な提案がされているか。</li> <li>・ 長寿命化修繕計画の策定・更新に必要な情報がシステムで蓄積できる提案がされているか。</li> </ul>
	システムの拡張性等に関する提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定道路土工構造物や道路台帳図などのその他道路施設の情報を追加する場合におけるシステムの拡張性に関する具体的な提案がされているか。</li> <li>・ システム構築後（5年間）における拡張計画や運用支援、保守管理(クラウドサービスの仕様、利用料含む)等のランニングコストを考慮した具体的な提案がされているか。</li> </ul>
	関係システムとの連携に関する提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国システム（全国道路施設点検データベースなど）に登録する際に必要な情報（点検結果や事業着手、事業概要等）が十分に網羅されており、使用者の負担のない連携手法に関する具体的に提案がされているか。</li> <li>・ 県システム（職員専用GISシステム（ArcGIS）、電子納品保管管理システムなど）との連携に関する具体的な提案がされているか。</li> </ul>
	システム構築の体制に関する提案 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設の維持管理システムであることを踏まえ、その構築に必要な人員（業務に資する資格者の配置）、役割、県との窓口等の実施体制に関する提案がされているか。</li> </ul>
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか</li> </ul>
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか</li> </ul>
評価点の合計結果 (100点)		

#### (8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、道路管理課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

#### (9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、道路管理課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、道路管理課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない）

い。)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
- ③ 受付方法 原則として電子メールとします。

なお、メール送付後に受信確認のため、電話で3 (4) の担当者に確認してください。

- ④ 回答方法 電子メールによる。

(10) その他の留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。